

JR東日本が車両の検査修繕職場の合理化を提案

国の規制緩和で安全は事業者の責任

○一年、国は鉄道事業ごとに定めていた五つの省令を一つにまとめ、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」を定めました。

規制が緩和されたことにより、鉄道事業者は各社の実情に合った技術基準を策定できるようになりました。

例えば、車両の定期検査では、「その種類、構造その他使用の状況に応じ、検査の周期、対象とする部位及び方法を定めて行わなければならない」と（第九〇条）と、検査周期や検査方法が事業者任せになっています。



目的は大幅なコストの削減

昨年一〇月末、JR東日本は「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」として、現在六日以内に行っている車両の仕業検査業務や車両センターで行っているメンテナンス業務などをグループ会社に委託することを提案しました。

委託先のグループ会社には、車両メンテナンスのノウハウや技術や経験の裏付けが無く、将来的には、作業の効率化と大幅な人件費の削減と鉄道事業に関わる技術の放棄につながるものです。



国が規制をかけなければ、輸送障害は減らない!

国土交通省は昨年十二月、「首都圏の鉄道において輸送障害が多数発生し、利用者、社会的に多大な影響を与えている」として、「首都圏鉄道輸送障害対策会議」を開催しました。

○一年以降の鉄道全般における輸送障害件数は、内部要因（鉄道係員、車両、鉄道施設）が年間一、四〇〇件前後と横ばいで、昨年度の件数は十年前とほぼ同じです。

国は規制を緩和するだけではなく、国民・利用者の安全や公共交通を守るために、国の責任で鉄道事業者の営利を優先としたコスト削減施策などに歯止めをかけることが求められています。

私たち国労は、国民・利用者のために、この提案に対し、修正・見直しを求めています。



国労東日本運転・工作協議会